

しおかぜ



No.321 2017 7月号

第5回通常総会.....2~5

第93回 税金よもやま話

「あなたの会社の『代表者貸付金』と『代表者借入金』！
税務署はこう見えています!」.....6


第21回「知って得する？」社労士のひとり言

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき
措置に関するガイドラインについて」.....7

地域の会員企業紹介.....10

おじゃましました♪会員訪問

Vol.14 観光農園 弁慶果樹園さん.....11

 公益社団法人 藤沢法人会

第5回 通常総会・研修会を開催



公益社団法人藤沢法人会の第5回通常総会が、6月13日湘南クリスタルホテルにて、会員・来賓他226名出席のもと開催されました。

総会の前段で開催された研修講演会では、入内嶋晃事業研修委員長の司会で、東京大学名誉教授の月尾嘉男氏をお招きし、「日本が世界地図から消滅しないための戦略」と題する講演を拝聴しました。また、公務のお忙しい中、駆けつけていただいた、鈴木恒雄・藤沢市長よりご祝辞を頂戴しました。

研修講演会後に行われた総会は、田邊勝利総務委員長の司会で進行。川上彰久副会長の開会のことばに続き、司会より定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。次に飯塚美沙子副会長より来賓が紹介され、鈴木勝貴会長が挨拶を述べられました。

続いて平成28年度の会員増強優秀支部表彰が行われ、澤邑重夫組織委員長より表彰内容と該当者を発表し、個人では、3件以上の5名に表彰状、3団体に感謝状が、会長より贈呈されました。(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)

議案審議は、鈴木会長を議長に、第一号議案・平成28年度財務諸表報告及び監査報告に関する承認の件を上程し、川又辰治総務委員より内容報告後、大森久巳男監事より監査報告が行われ承認されました(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。第二号議案・任期満了にともなう役員改選に関する承認の件を上程、理事・監事に関し、4月27日に行われた理事会において各支部より推薦された方々を渡辺勝総務委員より発表し、それぞれ承認を得ました。

次に報告事項として、平成28年度事業経過報告を山崎正三総務副委員長、平成29年度事業計画を成勢啓一総務委員、平成29年度予算を田村進総務委員(正味財産増減予算書は5頁に掲載)、がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終え、次に星篤・藤沢税務署副署長、増田隆之・藤沢商工会議所会頭、大野千寿子・東京地方税理士会藤沢支部長よりご祝辞を頂戴し、安部英夫副会長の閉会のことばで終了しました。

総会終了後には、先ほど承認された新理事が別室で選考委員会を開催し、正副会長、各委員長等を選出し、懇談会の席上で発表されました。

懇談会では、相原厚志新副会長が開会のことばの後、この席からご臨席いただいた来賓の方々をご紹介し、大石潔・藤沢県税事務所長の乾杯のご発声の後、会員相互の交流を目的として盛大に行われ、吉岡耐子副会長の閉会のことばで終了しました。

会長・副会長に選任されました。よろしくお願い申し上げます。 ()内は担当委員会、部会、支部 ※は新任

会長



鈴木 勝貴
鈴木運輸(株)

副会長

< 総務、藤沢東 >



川上 彰久
㈱さんこうどう

< 事業研修、茅ヶ崎北東、茅ヶ崎北西 >



和田 幸男
㈱サンエイト

< 税制、厚生、寒川 >



大川 信乃
㈱オーカワ

< 広報、青年部、藤沢北、藤沢北東 >



※田中 靖一
㈱富士中商会

< 組織、藤沢南、藤沢西 >



※相原 厚志
相和設備工業(株)

< 女性部、茅ヶ崎南 >



※吉岡 耐子
㈱テクノサンキョー

28年度新入会員紹介の優秀表彰者名 （順不同・敬称略） 於・第5回通常総会

個人表彰 ☆年度間紹介社数☆（数字は紹介社数）

- 18 櫻井 淳 〈株湘南セールスプロモーション〉
- 7 張 幹枝 〈資キラク〉
- 5 安部 英夫 〈安英建設株〉
- 3 河合 幸雄 〈有三河屋〉、森本奈緒美 〈A I U損害保険株藤沢支店〉
- 2 大川 信乃 〈株オーカワ〉、田村 進 〈宗 鵜沼伏見稲荷神社〉、川口 重幸 〈株W I N〉、
 浅井 明美 〈湘南センコー株〉、山崎 正三 〈株サンコーハウジング〉、
 倉知 克則 〈有クラチ工業〉、横山 貢 〈株なんどき〉、吉岡 耐子 〈株テクノサンキョー〉、
 鈴木 義夫 〈株キスコ〉、川口 力男 〈日欧事務機株〉、渡辺 和利 〈株渡辺特殊食品〉
- 1 鈴木 勝貴 〈鈴木運輸株〉、飯塚美沙子 〈株新和〉、川上 彰久 〈株さんこうどう〉、
 和田 幸男 〈有サンエイト〉、田中 靖一 〈株富士中商会〉、渡辺 勝 〈株イフインテリア〉、
 岩澤 裕 〈株浜田屋〉、澤邑 重夫 〈社会保険労務士法人 澤〉、松尾 栄三 〈三光化学工業株〉、
 富岡 正子 〈株ユタカ〉、下山 利三 〈総和工業株〉、沼上 登 〈幸友ホーム株〉、
 高木 透 〈株タカギフーズ〉、蒲生 光子 〈有富田石油商会〉、落合ミナ子 〈株落合電業社〉、
 長谷川明義 〈株A K i工業〉、小谷 利雄 〈有小谷木型製作所〉、杉原 栄子 〈賛助会員〉、
 仁木 芳子 〈大同生命保険株湘南支社〉、西川 由起 〈大同生命保険株湘南支社〉、
 小島夕加子 〈大同生命保険株湘南支社〉、山口 文江 〈大同生命保険株戸塚営業所〉、
 玉井 誠 〈A I U損害保険株藤沢支店〉、鳥山 優志 〈A I U損害保険株横浜支店〉、
 田中 孝司 〈A I U損害保険株横浜支店〉、那須 清幸 〈A I U損害保険株横浜支店〉、
 大沢 眞一 〈オーエス〉（A I U代理店）、岡田 朋之 〈株アスノ〉（A I U代理店）、
 中澤龍太郎 〈株リベロ・パーフェクション〉（A I U代理店）、
 青木 浩一 〈有フュージョン&エージェントサービス〉（A I U代理店）、
 高坂久美子 〈ピースコーポレーション〉（A I U代理店）、山崎友次郎 〈株B U D D Y〉（A I U代理店）、
 横田 和樹 〈ノアインシュアランス〉（A I U代理店）、金子 裕介 〈株U N I T E E〉（A I U代理店）、
 古谷歌代子 〈有イマジン〉（アフラック代理店）、高柳 大介 〈アフラック湘南支社〉

支部表彰 （年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰）

- ① 藤沢東支部
- ② 茅ヶ崎北東支部
- ③ 藤沢西支部

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、A I U損害保険株式会社藤沢支店、アメリカンファミリー生命保険会社湘南支社

全法連・県法連功労者表彰者名 （五十音順・敬称略） 於・全法連・県法連功労者表彰式

全法連功労者表彰受彰者

大川 信乃 〈株オーカワ〉、田中 靖一 〈株富士中商会〉

県法連功労者表彰受彰者

長田 洋二 〈有おさだ〉、加茂 正司 〈株カントーテクノ〉、川又 辰治 〈増子電気工事株〉、張 幹枝 〈資キラク〉

平成 28 年度 **正味財産増減計算書**

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	7,348,000	7,570,733	△ 222,733	
(1) 特定資産受取利息	45,000	34,378	10,622	利息
(2) 特定資産受取賃借料	7,303,000	7,536,355	△ 233,355	会館テナント家賃等
2. 受取会費	40,050,000	40,994,400	△ 944,400	
(1) 正会員受取会費	39,500,000	40,195,200	△ 695,200	年会費
(2) 賛助会員受取会費	550,000	799,200	△ 249,200	年会費
3. 事業収益	954,500	822,500	132,000	
(1) 研修会事業収益	574,500	490,500	84,000	研修会等負担金
(2) 募金収益	280,000	182,000	98,000	チャリティゴルフ大会収益
(3) 広告事業収益	100,000	150,000	△ 50,000	機関誌の広告料
4. 受取補助金	18,682,500	18,795,761	△ 113,261	
(1) 都道府県補助金	1,890,000	2,003,261	△ 113,261	
(2) 全法連助成金振替額	16,792,500	16,792,500	0	全法連による助成金
5. 雑収益	1,398,000	1,509,446	△ 111,446	
(1) 受取利息	5,000	357	4,643	利息
(2) 雑収益	1,393,000	1,509,089	△ 116,089	
経常収益計	68,433,000	69,692,840	△ 1,259,840	
(ii) 経常費用				
給料手当	18,780,000	18,704,967	75,033	職員給与手当等
退職給付費用	442,500	442,500	0	職員退職金積立
福利厚生費	2,858,544	2,886,674	△ 28,130	社会保険料等
旅費交通費	3,327,160	3,041,565	285,595	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,882,870	4,321,141	561,729	切手、葉書、送料等
減価償却費	2,225,660	2,225,660	0	
消耗什器備品費	2,407,688	2,569,621	△ 161,933	
消耗品費	2,753,498	2,579,675	173,823	事務用品等
修繕費	658,000	951,145	△ 293,145	
印刷製本費	6,782,256	6,767,084	15,172	機関誌印刷費等
光熱水料費	803,000	613,771	189,229	電気、水道代
賃借料	112,232	100,411	11,821	
事務所管理費	1,968,744	1,767,714	201,030	
会場費	239,390	272,032	△ 32,642	会場費等
保険料	225,000	225,000	0	
諸謝金	3,394,600	3,359,204	35,396	セミナー等講師料
租税公課	1,639,800	1,230,850	408,950	
会議費	7,432,780	7,718,009	△ 285,229	会議飲食代等
委託費	4,189,112	4,187,093	2,019	
支払負担金	1,700,520	1,722,567	△ 22,047	
支払寄付金	385,000	385,000	0	
渉外慶弔費	300,000	222,400	77,600	
表彰費	1,177,120	879,828	297,292	
支払手数料	568,800	563,970	4,830	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	12,780	17,220	
経常費用計	69,284,274	67,750,661	1,533,613	
当期経常増減額	△ 851,274	1,942,179		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計				
0				
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 921,274	1,872,179	△ 2,793,453	
一般正味財産期首残高	218,735,716	218,735,716		
一般正味財産期末残高	217,814,442	220,607,895		
II 正味財産期末残高	217,814,442	220,607,895	△ 2,793,453	

平成 29 年度 **正味財産増減予算書**

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(単位: 円)

科 目	29 年度予算	28 年度予算	増 減	備考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	7,505,000	7,348,000	157,000	
(1) 特定資産受取利息	35,000	45,000	△ 10,000	利息
(2) 特定資産受取賃借料	7,470,000	7,303,000	167,000	会館テナント家賃等
2. 受取会費	39,500,000	40,050,000	△ 550,000	
(1) 正会員受取会費	38,650,000	39,500,000	△ 850,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	850,000	550,000	300,000	年会費
3. 事業収益	875,000	954,500	△ 79,500	
(1) 研修会事業収益	495,000	574,500	△ 79,500	研修会等負担金
(2) 募金収益	200,000	280,000	△ 80,000	チャリティーゴルフ大会収益
(3) 広報事業収益	180,000	100,000	80,000	
4. 受取補助金	18,619,900	18,682,500	△ 62,600	
(1) 都道府県補助金	1,630,000	1,890,000	△ 260,000	
(2) 全法連助成金振替額	16,989,900	16,792,500	197,400	全法連による助成金
5. 雑収益	4,101,000	1,398,000	2,703,000	
(1) 受取利息	1,000	5,000	△ 4,000	利息
(2) 雑収益	4,100,000	1,393,000	2,707,000	
経常収益計	70,600,900	68,433,000	2,167,900	
(ii) 経常費用				
給料手当	18,750,000	18,780,000	△ 30,000	職員給与手当等
退職給付費用	1,237,500	442,500	795,000	職員退職金積立
福利厚生費	2,920,544	2,858,544	62,000	社会保険料等
旅費交通費	3,303,160	3,327,160	△ 24,000	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,394,270	4,882,870	△ 488,600	切手、葉書、運送料等
減価償却費	2,086,273	2,225,660	△ 139,387	
消耗什器備品費	1,946,564	2,407,688	△ 461,124	
消耗品費	2,886,644	2,753,498	133,146	事務用品等
修繕費	3,928,000	658,000	3,270,000	
印刷製本費	7,001,112	6,782,256	218,856	機関誌印刷費等
光熱水料費	553,000	803,000	△ 250,000	電気、水道代
賃借料	119,232	112,232	7,000	
事務所管理費	1,506,504	1,968,744	△ 462,240	
会場費	282,640	239,390	43,250	会場費等
保険料	225,000	225,000	0	
諸謝金	3,513,400	3,394,600	118,800	セミナー等講師料
租税公課	1,309,800	1,639,800	△ 330,000	
会議費	7,885,200	7,432,780	452,420	会議飲食代等
委託費	4,189,112	4,189,112	0	
支払負担金	1,726,520	1,700,520	26,000	
支払寄付金	385,000	385,000	0	
渉外慶弔費	300,000	300,000	0	
表彰費	967,120	1,177,120	△ 210,000	
支払手数料	568,800	568,800	0	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	30,000	0	
経常費用計	72,015,395	69,284,274	2,731,121	
当期経常増減額	△ 1,414,495	△ 851,274	△ 563,221	
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,484,495	△ 921,274	△ 563,221	
一般正味財産期首残高	217,814,442	218,735,716		
一般正味財産期末残高	216,329,947	217,814,442		
II 正味財産期末残高				
	216,329,947	217,814,442	△ 1,484,495	

あなたの会社の「代表者貸付金」と「代表者借入金」！ 税務署はこう見えています！？

新事務年度がスタートしたこの時期、某税務署では今年度の法人税実地調査を予定している A 社及び B 社について、過去の申告状況及び決算書数値を丹念に分析しています。担当統括官は、A、B 社ともに、法人と代表者との多額の金銭貸借取引に着目した様子です。期待の若手調査官を呼び、早速、調査の実施を指令しました。

統括官「A 社の代表者貸付金が每期増加傾向にあるが、調査のポイントは何か？」

調査官「はい、役員報酬を低く設定しすぎたことから生活費が足りず一時的な役員報酬の代わりとして代表者貸付金勘定を使い生活費を捻出にしているか。あるいは、領収証を出せないような不正支出を一時的に貸付金としたもの。また、赤字を回避するために正当な経費を貸付金に振り返るなどの事例も想定できます。受取利息の計上の確認も含め、返済実績もなければその実態は「役員賞与」だと認定することも前提に調査します。」

統括官「B 社は好況の割に代表者借入金が全く減る気配がない。調査してみるか」

調査官「はい、代表者借入金は資金源がポイントですね。明確な資金源がない場合は、税金を減らす目的で（現金）／（売上）と仕訳すべきところを、（現金）／（代表者借入金）として売上を抜いたり、でたらめの経費をでっち上げて出金した裏金を代表者借入金勘定により再び会社に還流させたりしていることも想定できます。いずれにしても、代表者貸借勘定は「どんぶり勘定」に起因することが多いですので、帳簿実態を確認する観点からも調査を実施したいと考えます。」

怖いですね～。法人税確定申告書に添付して提出された決算書上に、会社と代表者との資金貸借があるだけで、税務署の調査担当者はこれだけの想定をしているのです（字数が許せば、その想定ポイントは限りないものとなるでしょう。しかし紙面の都合上代表的なものを上げました）。

会社と代表者との金銭貸借は基本的には 1 年以内の短期勘定が理想（決算書に表れないように）ですが、会社の諸事情により長期勘定となっていることも多いのが事実です。性悪説に立つ税務署の調査担当者の想定は自由ですが（それがお仕事）、まじめに日々記帳・申告している多くの会社にとってはあまり気持ちのいいものではありませんよね。

他方、代表者貸借勘定は、金融機関からの印象も良くないようです。代表者貸付金については、運転資金として会社に融資したお金がその目的を逸脱して代表者に流れている（個人を通じた別会社への迂回融資の疑念等）などの印象により会社評価が下がりがちとなるでしょう。また、代表者借入金については、自己資本比率（自己資本／総資本）の低下が融資上のネックとなるでしょう。

会社と代表者との貸付金、借入金等金銭貸借を解消する対策としては、代表者貸付金の場合、2～3年のスケジュールリングにより給与を増額し（社保、所得税の負担は増しますが）返済に充てていきます。間違っても債権放棄などしたら NG です。法人税だけでなく所得税も負担することになるでしょう。また、代表者借入金については、①給与を減額してその分を返済に充てる。②繰越欠損金があれば、債務免除する（債務免除による課税を繰越欠損金で相殺する）。また、③ DES（デット・エクイティ・スワップ）により借入金を株式に変換するなど、3つの方法が代表的解決策です。代表者借入金は相続税の計算上、額面金額で相続財産として評価される一方で、DESにより株式化した場合の株式の相続税評価は、その時点における会社の価値で評価することになり、相続税の節税対策につながることもポイントですね。

決算間近の会社は、決算書上の代表者貸借科目を再度確認してみてもいいかもしれませんね。

「知って得する？」社労士の独り言 第21回

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

平成 29 年 1 月 20 日に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）が策定されました。このガイドラインは使用者が講ずべき措置を具体的に示しています。このガイドラインの概要（抜粋）を見ていきます。

ガイドラインの主なポイント

* 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- * 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- * 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- * 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法

- 使用者が、自ら現認することにより記録すること
- タイムカード、IC カード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間の記録等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設ける等、適正な申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに 36 協定の延長することができる時間数を超過して労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

* 賃金台帳の適正な調製

- 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

1. ガイドラインの適用範囲

対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定（労働基準法第 4 章）が適用される全ての事業場です。対象労働者は、労働基準法第 41 条に定める者（管理・監督者）及びみなし労働時間制（専門、企画業務型裁量労働制、事業場外労働で労働時間の算定が困難なもの）が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者です。

なお、ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要（労働安全衛生規則第 22 条第 9 号、第 52 条の 2（時間外・休日労働の算定）、第 52 条の 8）があることから、使用者は適正な労働時間管理を行う責務があります。

2. ガイドラインの労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。（平成 12 年 3 月 9 日最高裁第一小法廷判決 三菱重工長崎造船所事件）。

労働時間に該当するか否かは、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって個別に判断されます。例えば次のような時間です。

- 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

実務上の注意点としては、ガイドラインを基準として、個々の事業場において、早急に現状の労働時間管理を点検し、ガイドラインに沿った時間管理ができるよう改善しよう。

※以下から今回使用したガイドラインとリーフレットがダウンロードできます。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

- <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（リーフレット）

- <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000152692.pdf>

法人会の事業

5/21日

参加人数46名

藤沢北東支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



6/3日

参加人数144名

茅ヶ崎三支部合同地引網大会(カネサ網)



5/28日

参加人数17名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



6/8日

参加人数28名

藤沢西支部ゴルフ大会(芙蓉カントリー倶楽部)



1位 丸山裕司氏 <㈱プロスパー>

2位 橋本憲昭氏 <有憲総合事務所>

3位 小川 渥氏 <㈱シンメイ>

神奈川県
からの
お知らせ

《eLTAXを御利用のみなさまへ》
6月19日から添付ファイルの
取扱方法が変わります。

eLTAXでは、情報セキュリティ対策強化のため、平成29年6月19日から、電子申請・届出及び電子申告(以下「電子申請等」といいます。)における添付ファイルの取扱方法が変更となりますのでお知らせいたします。

テキスト	.txt 又は .csv
Word	.doc 又は .docx
Excel	.xls 又は .xlsx
PDF	.pdf
画像	.jpg

- 電子申請等に添付可能なファイルは左表のとおりです。
一太郎及びロータスのファイルは添付不可となります。
- 電子申請等に添付されたファイルは、ポータルセンタにおいて、ファイルを再構成し、悪意の可能性のあるデータ領域を除去する処理(以下「無害化処理」といいます。)を実施し、提出先団体へ配信されます。無害化処理の結果は受付結果と別に通知されますので、併せてご確認ください。
- 平成29年6月16日の20時以降に、神奈川県に対して電子申請等を行う場合、変更後の処理が適用されるため、一太郎及びロータスの添付ファイルは削除されます。また、その他の形式の添付ファイルは無害化処理が実施されますのでご注意ください。

詳細につきましては、次のページをご覧ください。

●eLTAXホームページ

<https://www.eltax.jp/www/contents/1491869933886/index.html>

●神奈川県ホームページの県税便利帳

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/>

お問合せ先 神奈川県総務局財政部税務指導課

電話:045-210-1111(代表)

地域の会員企業紹介

有限会社 起田組

- 業種** 型枠大工工事業
- 事業内容** マンション、老人ホーム、ビル他、新築工事、改修工事も施工しております。
安全、品質に拘り各作業員、協力会社が一致団結し、頑張っております。
- 代表者** 起田和彦
- 住所** 藤沢市菖蒲沢 474-1
- 電話** 0466 (49) 3977
- FAX** 0466 (49) 3978
- メール** okitagumi@gol.com



株式会社 鈴機商事

- 業種** 建設機械のレンタル、販売、修理
- 事業内容** 工事現場に必要なあらゆる建機、車両、機材をレンタル・販売しております。
また、建機のメンテナンスや特定自主検査に至るまで、お急ぎの時は現場出張も承ります。
ご不要になりました建機等の売却にも対応いたします。
建機の事なら何でもご用命ください。
- 代表者** 長田 伸
- 住所** 藤沢市遠藤 4660
- 電話** 0466 (48) 8888
- FAX** 0466 (48) 4001
- メール** szk@szk-shouji.co.jp
- URL** <http://www.szk-shouji.co.jp/>



合同会社 ライフブレインズ

- 業種** 高齢者向商品の企画・販売
- 事業内容** 高齢化社会に受け入れられる高齢者主体の視点での商品の企画・販売 高齢化社会において、高齢者の見守り、認知症徘徊時の予防対策 <身元確認・保護対策、脳活（脳の活性化方策）> 商品を提供し、社会への貢献を図る。
主力商品名：ID Insole（アイディーインソール）
- 代表者** 品田 幸
- 住所** 藤沢市鵜沼石上 2-8-6-301
- 電話** 0466 (26) 1344
- FAX** 050 (3737) 9307
- メール** info@life-brains.jp
- URL** <http://life-brains.jp>



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！
企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
- カラー全面（中頁） → **20,000円**
- カラー半面（中頁） → **10,000円**
- カラー1/3面（中頁） → **5,000円**
- カラー1/4面（中頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

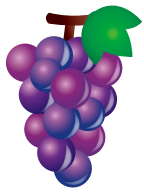
地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました♪

会員訪問

vol.014 観光農園 弁慶果樹園さん

バーベキューや動物との触れ合いが楽しめる観光農園

神奈川県藤沢市北西部、慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス近くに広大な敷地をもつ「弁慶果樹園」。

「もとは農家だったんですが、父の後を継いだ約30年前に、長く続けられる仕事として、観光農園をスタートさせました」と話すのは、弁慶果樹園代表の富田立郎(とみたたつお)さん。

化学肥料と除草剤をいっさい使わず、有機質肥料100%にこだわり、ぶどうや柿を育てています。弁慶果樹園のいちばんの特徴は400坪の大きなブドウハウス。全天候型のバーベキュー場として通年利用でき、個人や家族連れはもちろん、社員旅行など数百人規模のバーベキュー大会や野外イベントが行われています。「食材も用意できますので手ぶらで参加できますが、持ち込みも可能です」(富田さん)。

ほかに、餅つきやフリーマーケット、結婚式場などに利用され、なんと年間400組もの利用客で賑わっています。農園のアイドル、ポニーの「駒子」やヤギの「クロちゃん」を目当てに訪れる人も多いとか。タイミングがあれば乗馬体験もできます。

「野外イベントは開放的でリラックスできるので、誰もが笑顔になります。オートキャンプや宿泊施設、火おこしや薪割り体験など、今後も楽しい企画をプランしていますので、ぜひ皆さんお揃いで遊びに来てください！」



▲昨年8月の藤沢西支部バーベキュー大会の様子。

▶「道具は揃っていますので、手ぶらでどうぞ」(富田さん)



◀夏涼しく冬日差しが暖かいブドウハウス。さまざまなイベントが開催されています。▼



農園は
アイデアの宝庫！
楽しい企画を
考えています！



◀代表の富田立郎さん。ポニーの駒子と一緒に。



▲大型のブドウハウスは、明るく気持ちのいい空間♪

〈バーベキュー情報〉

- 食材メニューは 1296円～2160円 まで4種類
- 食材の持ち込み可能
- コンロのレンタルあり

弁慶果樹園

TEL: 0466-48-6660 FAX: 0466-21-6033
 フリーダイヤル: 0120-48-6669 (県内の固定電話からのみ)
 Web: www.cityfujisawa.ne.jp/~ben-k/
 住 所 / 神奈川県藤沢市遠藤6190番地
 開園時間 / 土日祝日の10時～17時(3月～10月)
 入 園 料 / 大人1時間未満216円、1時間以上324円、
 子供(1歳～小学6年生)は各半額

〈交通アクセス〉

車: 神奈川県藤沢市北西部にある「慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス」のすぐそば
 電車: 最寄駅「湘南台」(小田急、相鉄、横浜市営地下鉄)西口より慶応大学行きバス「慶応大学」下車、徒歩約10分

TAO税理士法人 夏のセミナー

平成29年7月20日(木) 16:00~18:00 開催

参加費
無料!

- ・ 税務調査で当局が必ず見るポイントは?
- ・ 税務調査対策として書面添付制度は有効か?
- ・ 労働基準法改正で何が変わる?
- ・ 経営者として見過ごせない残業時間の管理、その対応は?

一部
16:00~

「当局が行う税務調査対応について」

～税務当局の組織と役割、税務手続きの変遷、税務調査の実態～

【講師】税理士 野原武夫 氏

プロフィール

昭和49年札幌国税局採用後、同50年渋谷税務署配属。以来、東京国税局管内において調査官、調査審理課主査として、数多くの税務調査事案に携わる。平成14年野原武夫税理士事務所開業後は税務相談や書籍執筆を中心に活躍している。TAO税理士法人顧問。



二部
17:00~

「どうなる? 労基法改正『残業720時間』ショック!」

～そうか、君はもう残りはないのか...～

【講師】社会保険労務士 阿部毅 氏(横浜賃金労務管理オフィス所長)

プロフィール

平成17年社会保険労務士登録開業。現在、横浜市において職員15名で神奈川県内中小企業を中心に労務顧問として就業規則の作成や賃金制度の構築等、様々な労務管理のサポートに携わる。就業規則作成の実績は100社以上。また経営セミナー講師としても活躍している。



セミナー開催概要

日 時	平成29年7月20日(木) 16:00~18:00 (15:30受付開始)
場 所	藤沢商工会館ミナパーク303号室
ア ク セ ス	JR東海道線藤沢駅北口から徒歩3分
参 加 費	無料
定 員	50名
申 込 方 法	お電話・メール・FAX・WEBサイトよりお申し込みください。(※事前予約制)

皆様お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

TAO税理士法人 

神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リラビル4F
TEL:0466-25-6008 FAX:0466-25-6968
MAIL:tao@tao.or.jp

<http://www.tao.or.jp>

TAO税理士法人

検索 

